

令和6年7月8日  
国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局

## 一般貨物自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令を発しました

令和6年1月11日、下記事業者の本社営業所で選任する運転者が、酒気を帯びた状態で事業用トラックを運転した事実が発覚したことから、同年1月29日に東北運輸局福島運輸支局は下記事業者に対し監査を実施しました。

監査の結果、貨物自動車運送事業法等関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書の交付については、本日、福島運輸支局において行いました。

### 記

#### 1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：株式会社 伊藤運輸 代表取締役 伊藤 正博  
(法人番号：9380001008343)  
福島県郡山市喜久田町字菖蒲池22-342

営業所：本社営業所  
福島県郡山市喜久田町字菖蒲池22-342

#### 2. 行政処分等年月日 令和6年6月28日

#### 3. 行政処分等の概要

##### (1) 事業用自動車の使用停止処分 (30日車)

令和6年7月8日から令和6年7月22日 (2両×15日)

#### 4. 違反の概要

##### ①乗務時間等告示の遵守違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

##### ②運転者に対する指導監督義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

以上

《問い合わせ先》

東北運輸局 福島運輸支局 輸送・監査部門  
担当：大沼、関根

TEL：024-546-0345

(ダイヤルイン「3」)